

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 議論の整理

平成23年5月19日

【目 次】

1. はじめに

2. 介護保険における福祉用具の現状と課題

(1) 現状

(2) 福祉用具サービスの利用実態等について

3. 基本的考え方と論点

4. 今後の方向性

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について

ア. 個別援助計画の位置づけ

イ. 専門職（医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等）との連携

ウ. サービス担当者会議の充実

エ. 福祉用具専門相談員の質の向上

オ. 介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し

5. 結語

1. はじめに

- 本検討会は、福祉用具における保険給付の在り方に関して、社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うために設置され、平成19年9月以来、次の通り5回の検討会を開催した。

【各検討会の審議内容】

第1回（平成19年9月3日）

第39回社会保障審議会介護給付費分科会における「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」との指摘を受け、福祉用具の保険給付の在り方に関する課題の整理・明確化とその改善のための論点について審議した。

第2回（平成19年10月22日）

福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための課題と論点について審議した。

第3回（平成19年11月22日）

当面の課題に関する論点の整理がなされた。

1. 福祉用具の情報提供に関する事項
 - ① いわゆる「外れ値」への対応について
 - ② 情報提供の方法について
2. サービスの適正化・効率化に関する事項
 - ① サービスの質の向上について
 - ② 給付方法の適正化について

第4回（平成21年8月7日）

第63回社会保障審議会介護給付費分科会より「福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行い、福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会において議論を行う」旨の審議報告を受け、福祉用具サービスの利用実態及び有効性等に関する調査の実施について検討した。

第5回（平成22年7月27日）

「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査結果」をもとに審議を行った。

- 今回、同一製品について貸与価格が非常に高額になるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していることや、比較的安価な種目の取り扱い、福祉用具導入時の専門職の関与やアセスメント・マネジメントの推進に関する課題について考えられる対応方策等について議論を整理した。

2. 介護保険における福祉用具の現状と課題

(1) 現状

- 福祉用具貸与の費用額の推移については、平成13年度の約685億円から増加を続けてきたが、平成18年度に一旦減少に転じ、その後また増加傾向にある。平成21年度の費用額は約1,912億円となっている。

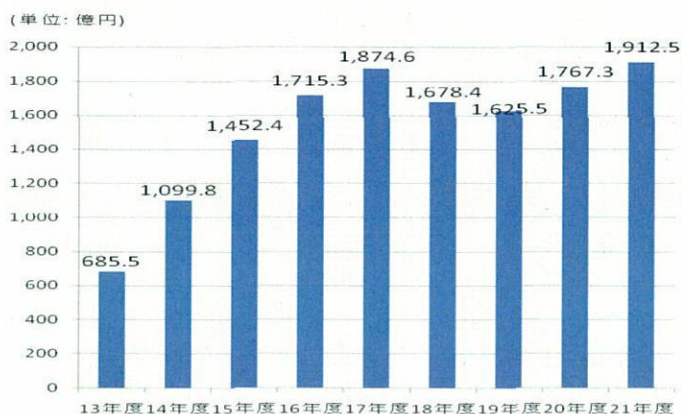


図1 福祉用具貸与の費用額の推移

※介護給付費の総費用額における福祉用具貸与費用額の割合は2.6%。

- 福祉用具貸与事業所数は、平成18年度には約7,300事業所で最大となり、その後減少傾向に転じ、平成22年度には約6,300事業所となっている。また、1事業所当たりの平均費用額は、平成13年度の約100万円から増加を続けてきたが、平成19年度に一旦減少に転じ、その後また増加傾向にある。平成22年度の平均費用額は約250万円となっている。



図2 福祉用具貸与事業者数及び1事業所当たり平均費用額の推移（各年4月現在）

※居宅（介護予防）サービス事業所のうち、福祉用具貸与事業所の占める割合は16.2%。

- 福祉用具貸与の受給者数を要介護度別にみると、軽度者（要介護度1以下）が24.7%（28.7万人）を占めている。

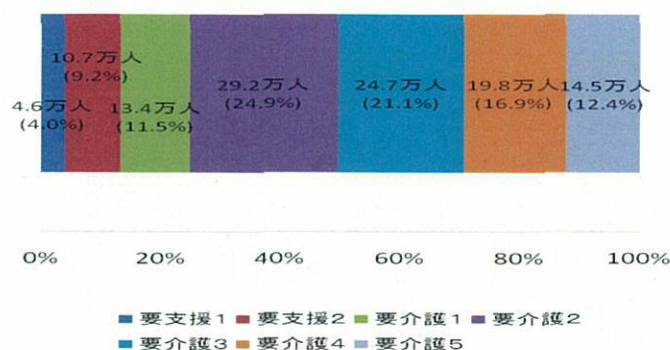


図3 福祉用具貸与の要介護度別受給者数（平成22年4月分 介護給付費実態調査より）

※当月の総受給者数は398.9万人、福祉用具貸与受給者は116.9万人（29.3%）

- 福祉用具貸与の費用額を要介護度別にみると、軽度者（要介護1以下）が12.2%（20.4億円）を占めており、要介護3が23.1%（38.3億円）で最も多くなっている。



図4 福祉用具貸与の要介護度別費用額（平成22年4月分 介護給付費実態調査より）

- 福祉用具貸与費の種類別請求内訳は、車いすと特殊寝台（それぞれ付属品を含める）で約7割を占めている。

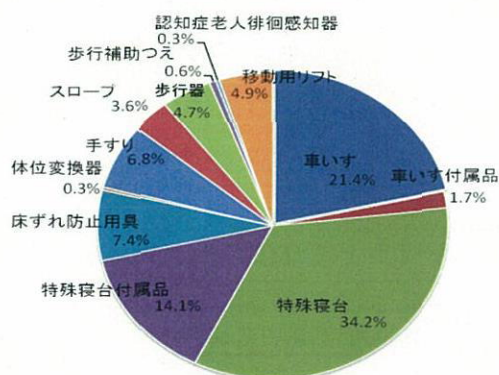
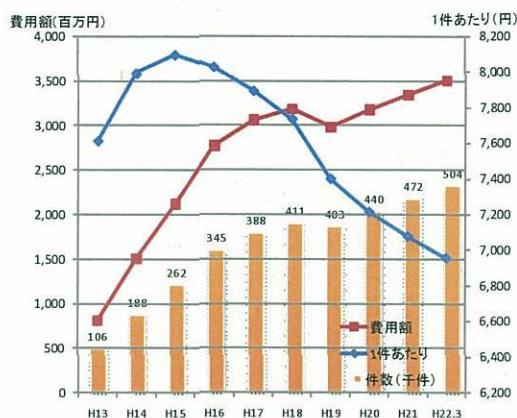


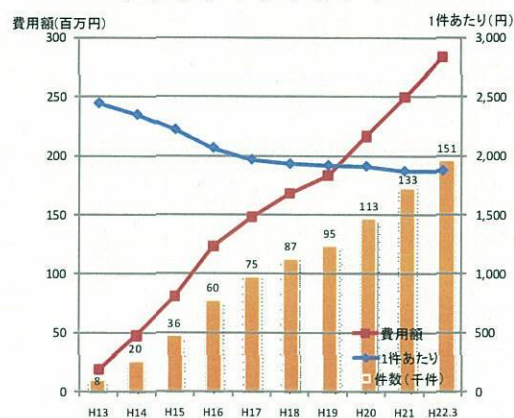
図5 福祉用具貸与の請求内訳（平成22年4月分 介護給付費実態調査より）

- 福祉用具貸与費の種目別給付費（月額）及び利用件数と1件当たり平均利用額の推移についてみると、利用件数（棒グラフ）と給付費（赤折れ線）は増加しており、市場の拡大とも相まって、1件当たりの平均利用額（青折れ線）はおしなべて低下傾向にある。

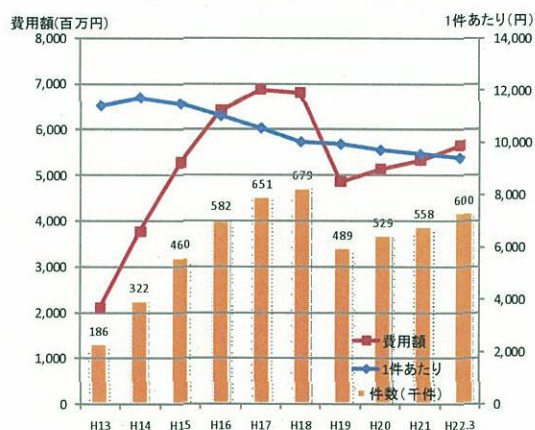
車いす



車いす付属品



特殊寝台



特殊寝台付属品



床ずれ防止用具



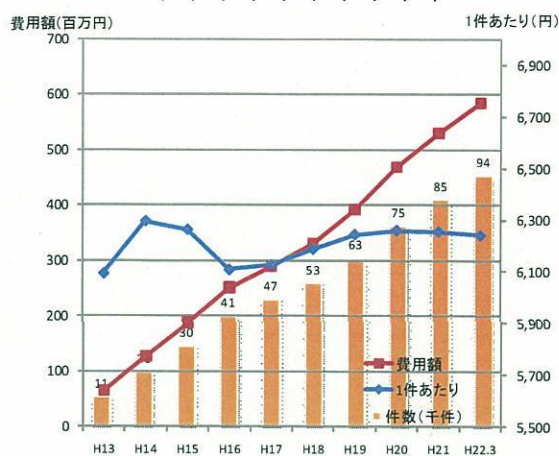
体位変換器



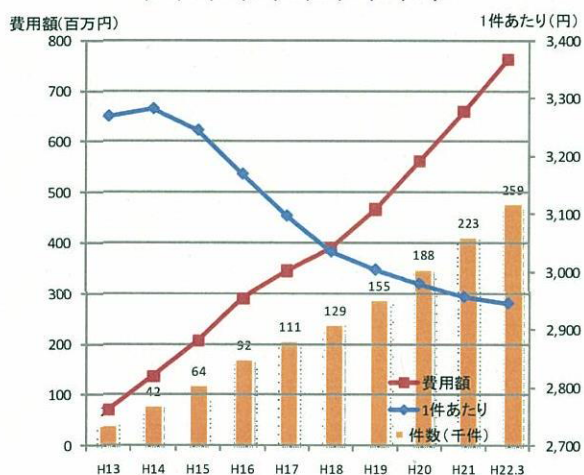
手すり



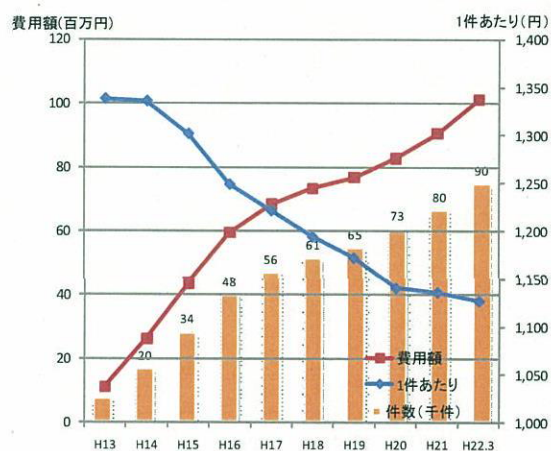
スロープ



歩行器



歩行補助つえ



認知症老人徘徊感知機器



移動用リフト

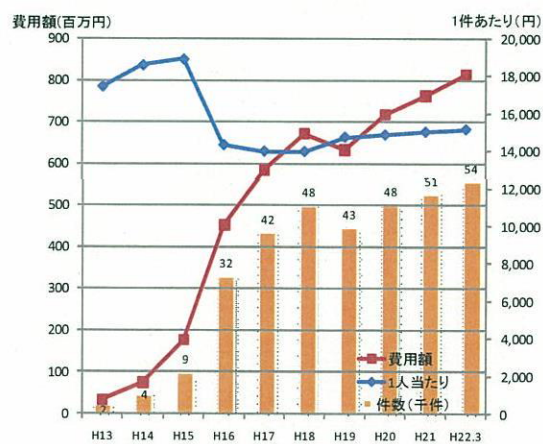


図6 福祉用具貸与費の種目別給付費と1件当たり平均利用額
(介護給付費実態調査月報 毎年4月サービス分)

(2). 福祉用具サービスの利用実態等について

- 福祉用具におけるサービス提供のプロセスや福祉用具の種目毎のサービス内容について把握・分析するため、平成21年度に（財）テクノエイド協会において「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査研究事業」が行われた。
- この調査は、これまで十分に把握されていなかった、福祉用具サービスの導入プロセスにおける作業内容の詳細について種目別に把握・分析するとともに、利用者の状態（生活機能・自立度）や意向の変化に応じた福祉用具サービスの有効性について評価することを目的としたものである。
- 福祉用具導入時の利用者の状態像に応じたサービス実施状況についてみると、貸与事業所の属性別（レンタル卸利用の有無及びサービス利用者規模別）による大きな差は見られなかった。

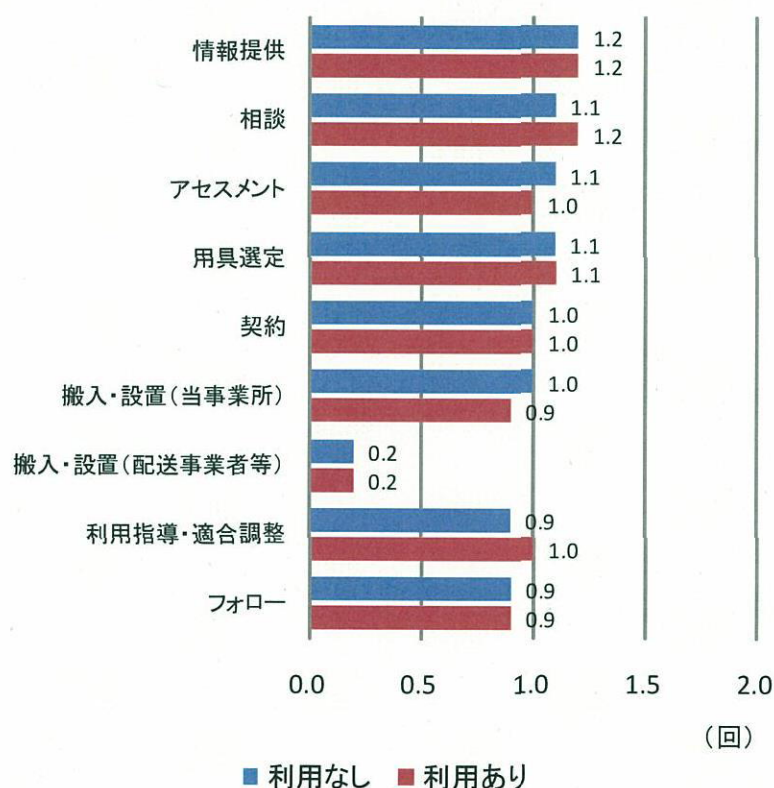


図7 レンタル卸利用有無別のサービス実施状況（回数）

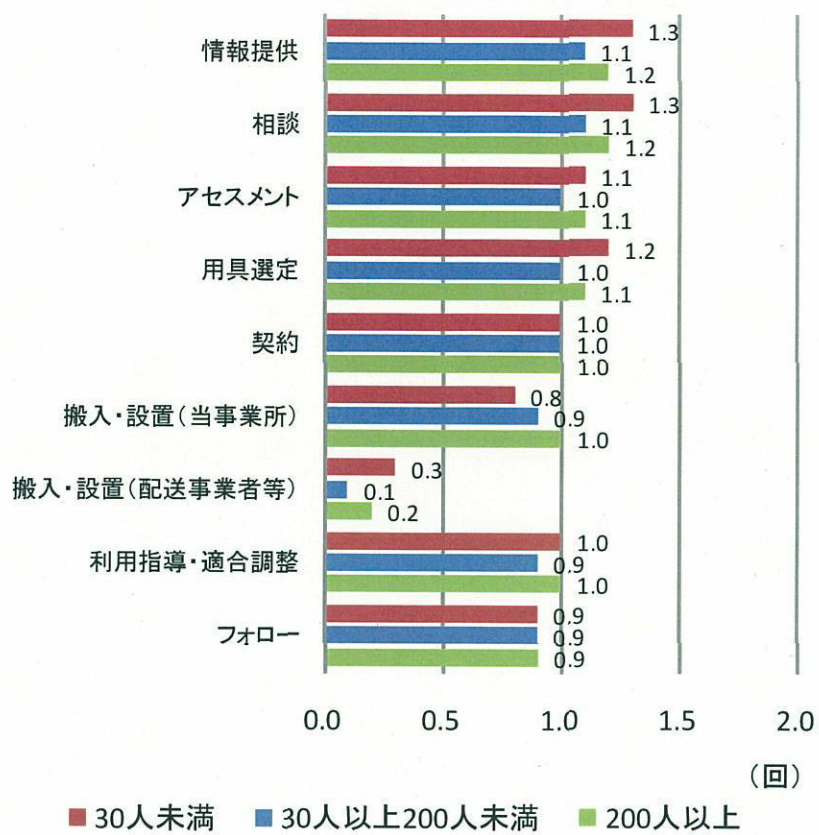


図8 利用者規模別のサービス実施状況について（回数）

- 福祉用具のメンテナンスの実施状況をみると、貸与種目においてはどの種目についても約6割の事業所が訪問の都度必ず実施しているが、販売種目については、訪問の都度必ず実施しているのは約2割である。

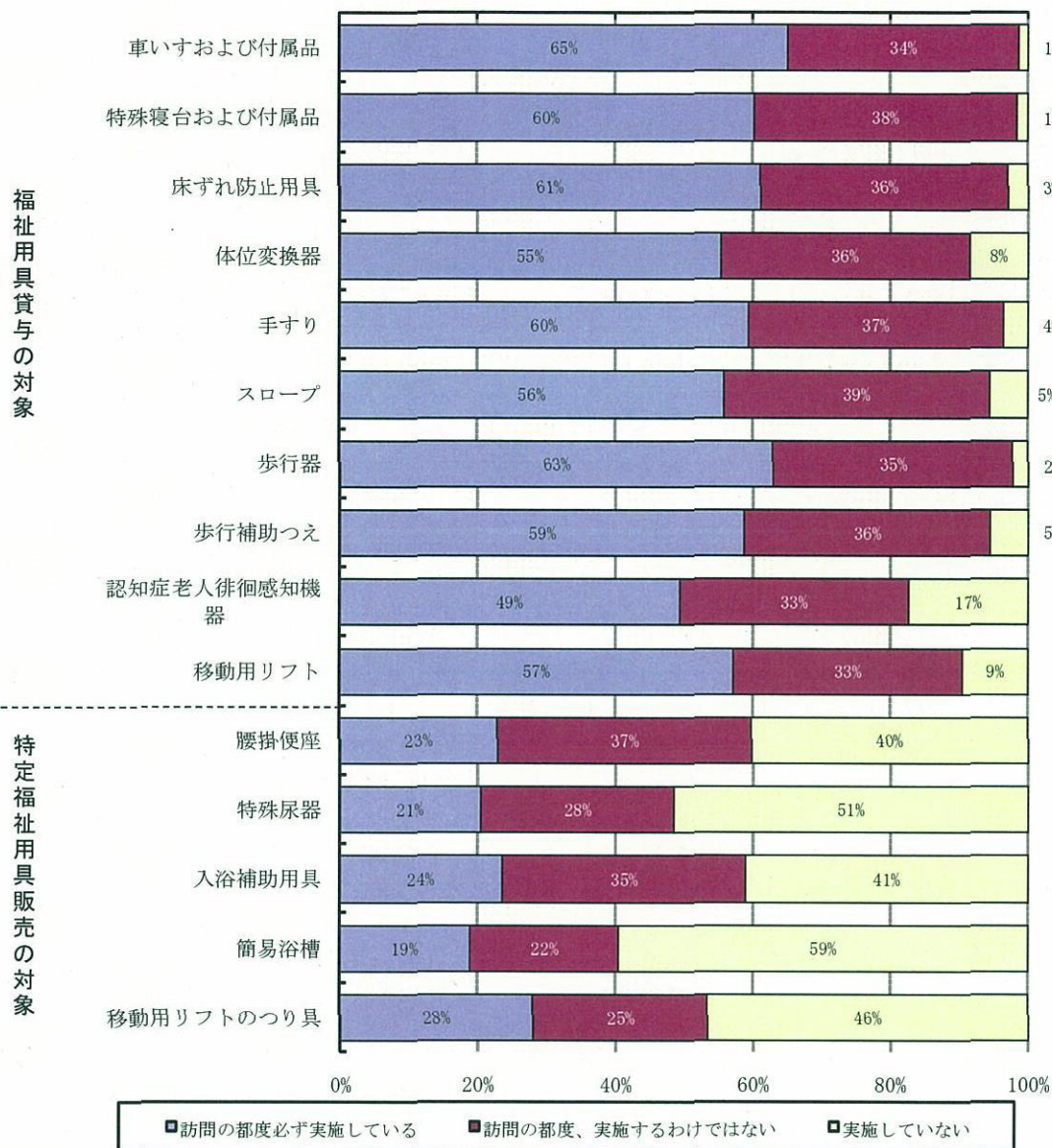


図9 福祉用具種類別のメンテナンス実施状況

- また、メンテナンスの実施頻度についてみると、貸与種目においては、ほぼ全ての事業所で概ね6か月以内に1回以上実施されているのに対し、販売種目では実施していない事業所が3割程度みられる。

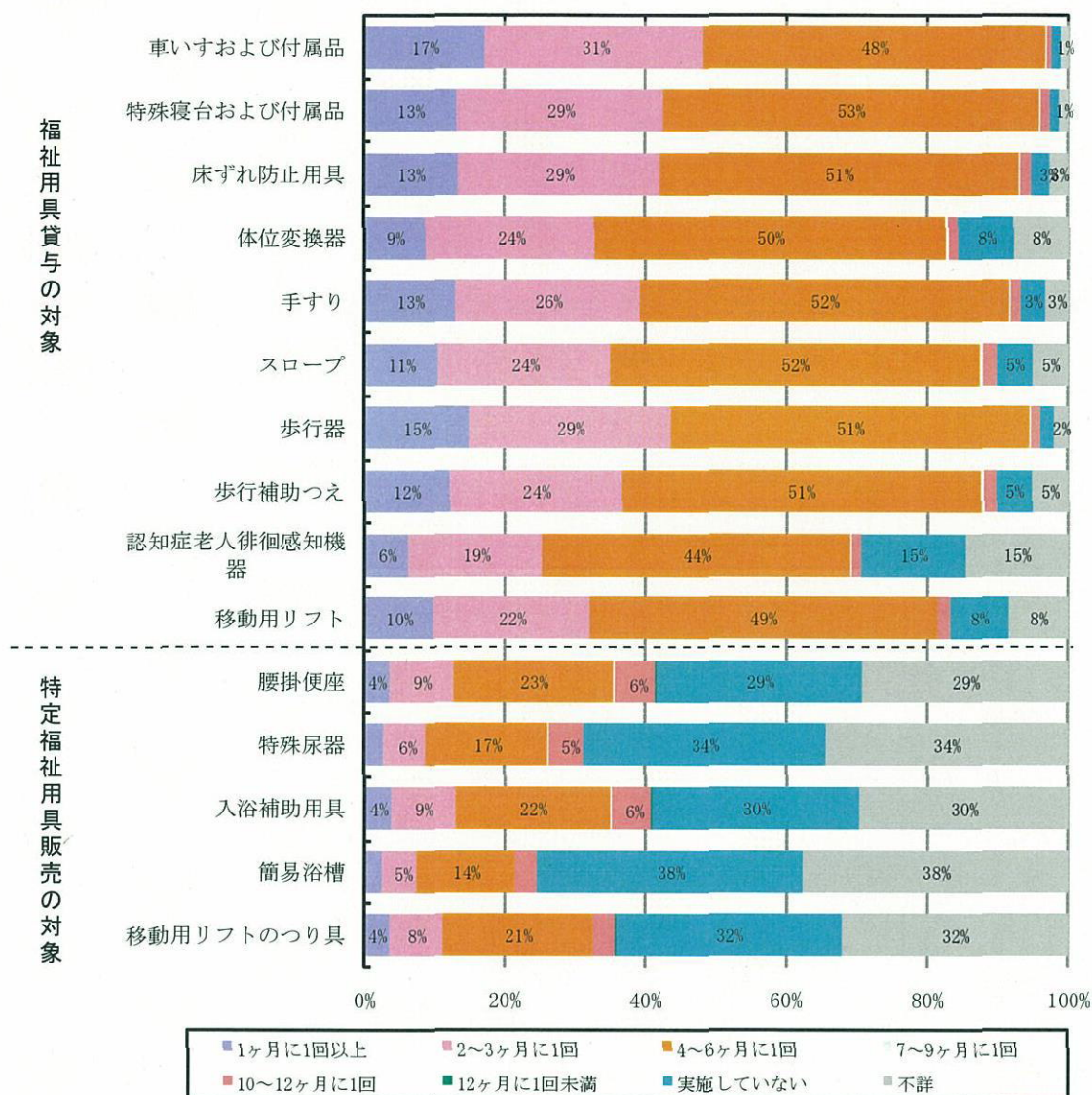


図10 福祉用具種類別のメンテナンス実施頻度

- 福祉用具の利用効果について、福祉用具サービスの新規利用者を対象に、利用者本人の「日常生活動作能力」と「自立度の状況」についての実態と、福祉用具の返却及び変更、サービスの見直し等の実態について、7カ月に渡り定点調査を行った。有効回答の得られた86事例のデータを分析したところ、利用者の状態（生活機能・自立度）等や意向の変化に応じて福祉用具の柔軟な変更がなされているという状況が確認された。なお、表1の「福祉用具の導入によって生活動作能力が向上した事例」の15事例のうち要支援1が4事例、要支援2が1事例、要介護1が5事例と軽度者で約7割を占めている。

表1 事例の一覧

類 型	事例数
福祉用具の導入によって生活動作能力が向上した事例	15事例
福祉用具の返却・交換が行われた事例	7事例
福祉用具が追加された事例	2事例
利用期間中の状況確認、点検、調整などが実施された事例	7事例

- 福祉用具に関する満足度調査を、「QUEST法」（5段階評価）を用いて実施したところ、福祉用具サービス（貸与・販売）に対する利用者及び介護者の総合的な満足度は簡易浴槽を除くといずれの福祉用具でも概ね4.0前後であった。

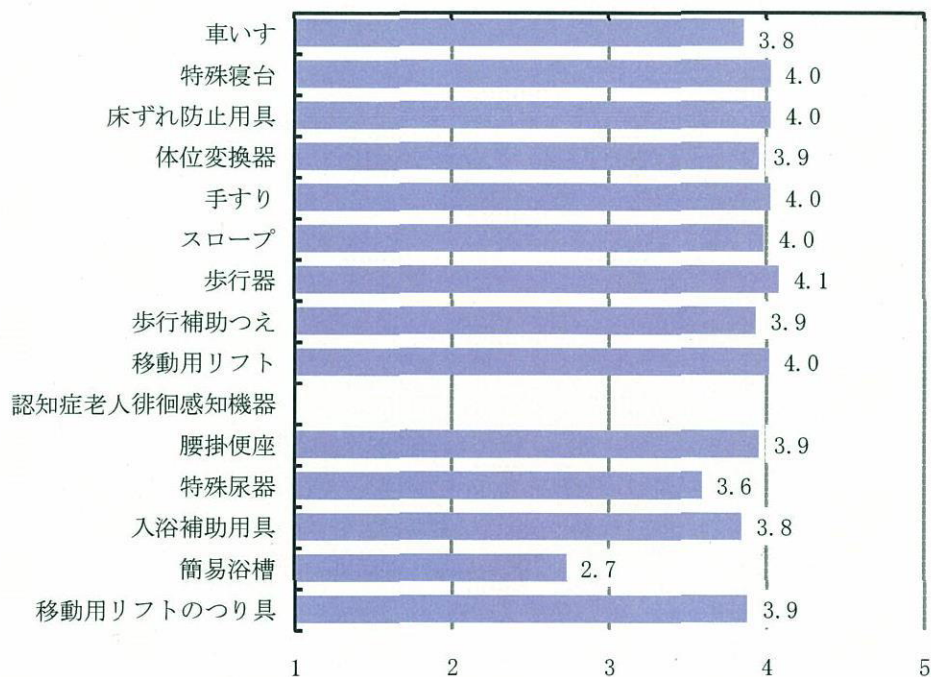


図11 利用者の総合満足度調査結果

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

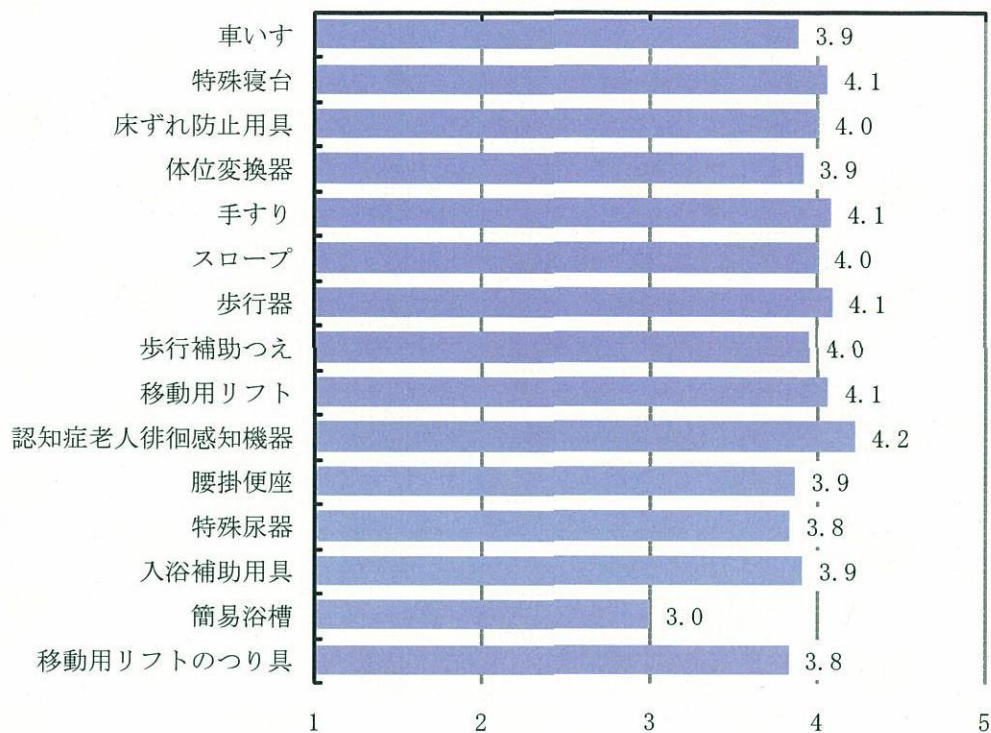


図12 介護者の総合満足度調査結果

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している
5：非常に満足している」の5つから1つ選択

- また、福祉用具（モノ）に対する満足度と、事業所から受ける「サービス」に対する満足度においてもそれぞれ高く、「モノ」だけでなく福祉用具「サービス」全体としての満足度が高いという結果が得られている。これらの結果より、福祉用具サービスに対し、満足度という観点からは、比較的高い結果がみられた。

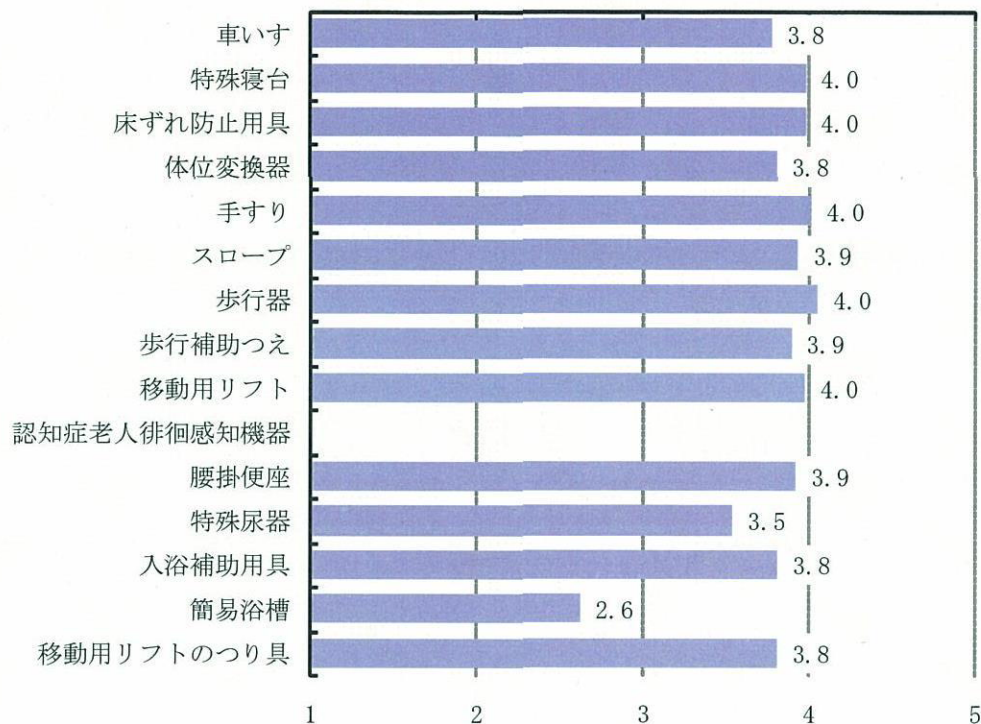


図13 福祉用具（モノ）に対する利用者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している
5：非常に満足している」の5つから1つ選択

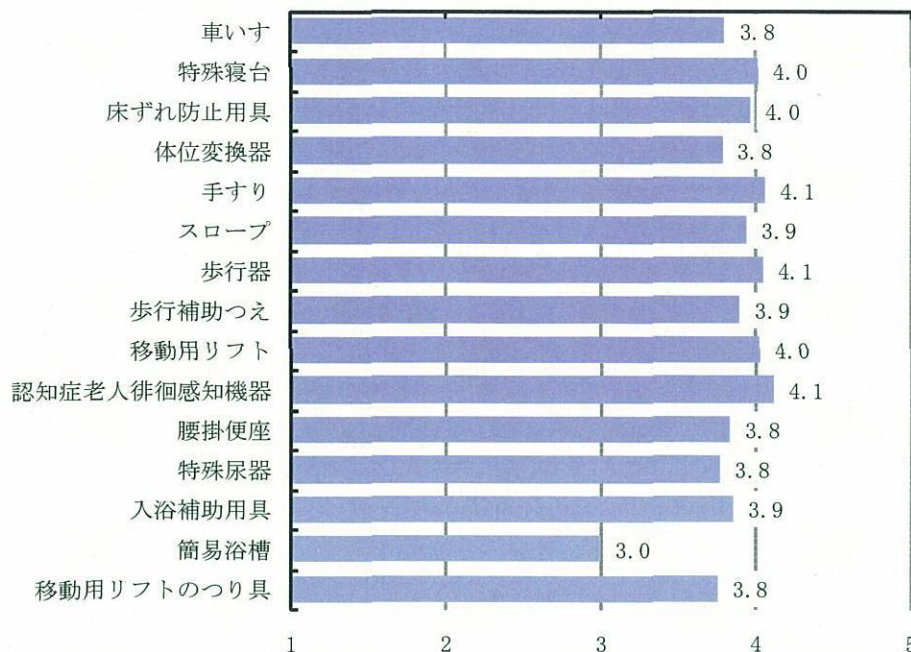


図14 福祉用具（モノ）に対する介護者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

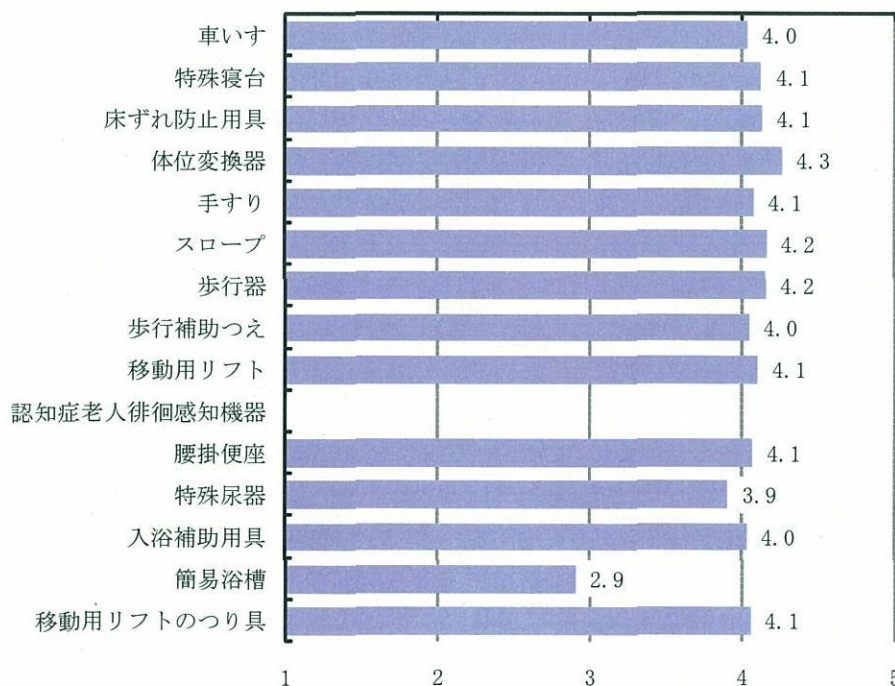


図15 福祉用具サービスに対する利用者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

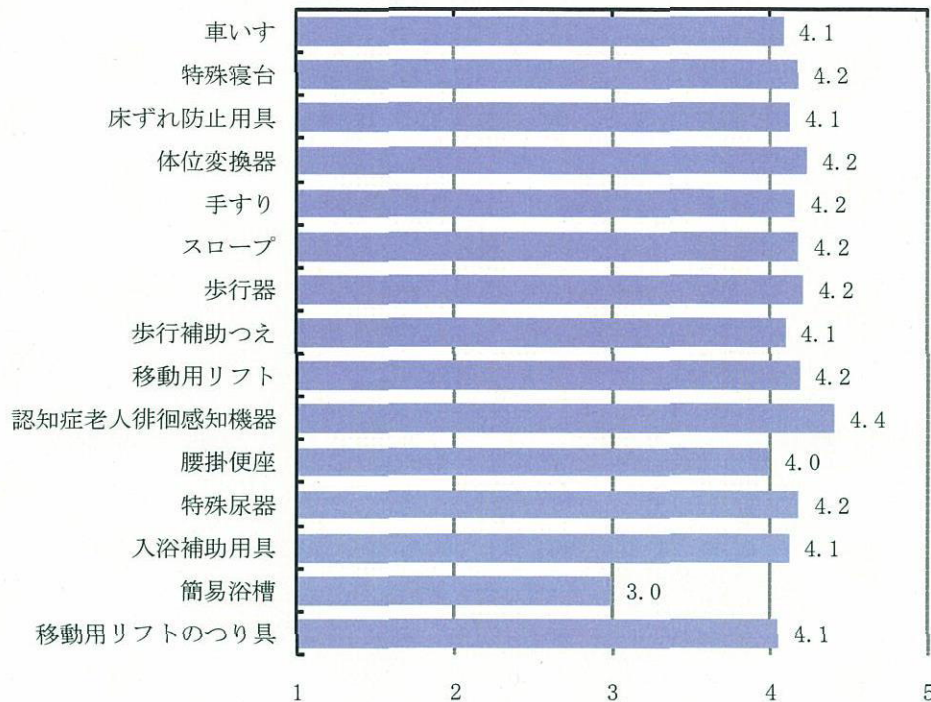


図16 福祉用具サービスに対する介護者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

- これらの結果をみると、福祉用具におけるサービス提供のプロセスや福祉用具の種目毎のサービス内容については、概ね適切に実施されていると考えられるが、福祉用具の利用効果については比較的軽度の利用者のデータに偏っているため、今後更なる調査分析が必要と考えられる。

3. 基本的考え方と論点

- 介護保険における福祉用具サービスの提供は、貸与制を原則としているところである。なお、販売制については、入浴・排泄関連用具など、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗が伴うものや、つり上げ式リフトのつり具など、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないものを対象としている。
- 貸与制においては、利用者の状態像や住環境が変化しても利用者の状態に応じた交換が可能であり、必要な期間だけ利用することができるため、要介護度の変化に柔軟に対応することができる。また、必要に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認したり、福祉用具のメンテナンスや使用方法の指導等を受けることができる。さらに、不要になった場合に廃棄せずに再利用できるというメリットもある。
- また福祉用具の貸与価格は自由価格となっており、事業者が製品の価格や付帯するサービス等を勘案し、価格を決定できる仕組みである。この仕組みにより市場原理が働き、新しい福祉用具の開発を含む事業者間の健全な競争が発生することで、福祉用具における保険給付が適切に行われ、福祉用具を必要とする利用者により良い

福祉用具が適正な価格で提供されることが期待されている。

- さらに、看護職員、作業療法士・理学療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の専門職による福祉用具の適切な選択・提供が行われることにより、サービスの質の向上や、利用者の自立支援に資することが重要である。
- 以上のような基本的考え方は、今後とも維持することを基本として、本検討会では以下の「3つの論点」について、今後の方向性を整理した。

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について

4. 今後の方向性

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について

- 福祉用具貸与の価格については、同一製品であっても平均的な月額と比べて、非常に高額な請求が行われているケース（いわゆる「外れ値」）があることが指摘されている。
- 「外れ値」への対応として、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにしたところであり、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者（市町村）において可能となっている。

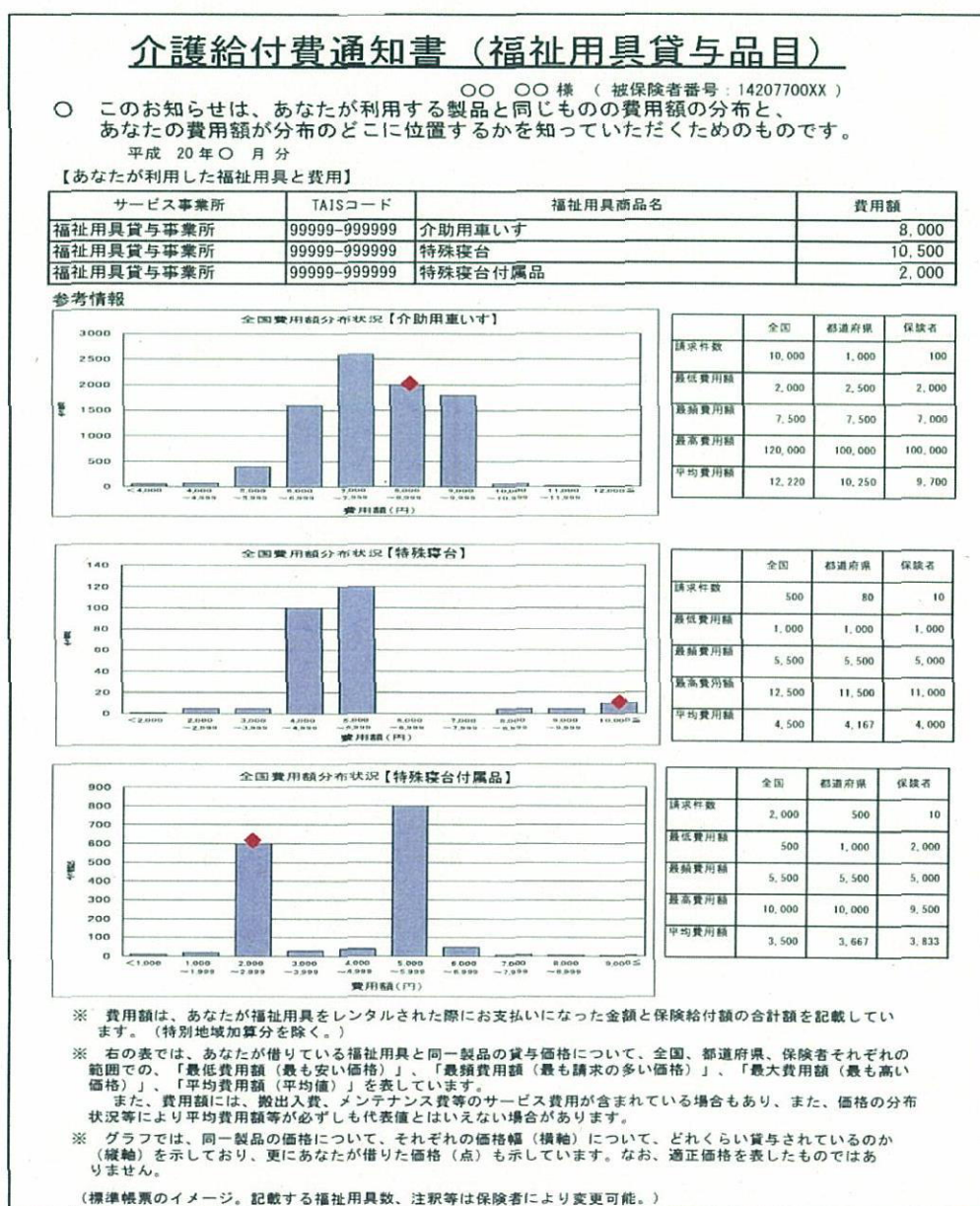


図17 介護給付費通知書のモデル

- 福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知書は、平成22年度中において516の保険者（市町村）において発出されており、一部の自治体からは貸与価格の低下など一定の効果があることが報告されている。

※横浜市の例：平成22年6月利用分で、神奈川県平均の2倍以上の貸与価格となっていたものについて、平成22年8月に利用者あてに233通の通知を送付した。発送後、平成22年9月利用分までに確認できた結果として、「貸与価格に変化がなかったもの」が153件、「貸与価格に変化があったもの」が87件であった。変化があった87件のうち、まとめていた請求をわけて、正しい請求内容に修正したものが40件、貸与取り扱い品の価格を下げたものが11件であった。

- また、介護給付費通知書と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品に関して、製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じた情報提供を行っている自治体の例がある。

表2 自治体ホームページにおける公表例

【世田谷区の例（抜粋）】

品目コード	商品名	希望小売価格	全国		東京都		世田谷区	
			最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00***-000***	介助式車いす	¥63,000	¥300	¥1,000	¥500	¥800	¥250	¥500
00***-000***	アルミ製自走型モジュール車いす	¥125,000	¥600	¥1,400	¥600	¥1,120	¥500	¥1,120
00***-000***								
00***-000***								

【前橋市の例（抜粋）】

サービス	品目コード	品目名	最低月額	最高月額	平均月額
スロープ	00***-000***	携帯用スロープ	4,000円	9,000円	7,268円
移動用リフト	00***-000***	起立・着座補助機能いす	8,000円	16,000円	9,750円
車いす	00***-000***	アルミ自走用車いす	2,900円	11,000円	5,619円
手すり	00***-000***	サイドバー	2,000円	5,000円	2,856円
床ずれ防止用具	00***-000***	エアマット	7,980円	12,000円	9,101円
特殊寝台	00***-000***	電動ベッド	6,000円	11,000円	8,563円

- 保険者（市町村）は、引き続き福祉用具の価格の実態についての公表・情報提供を促進するとともに、分析・検証を行い、給付の適正化のための取り組みを行うことが重要である。また、こうした情報を利用者やケアマネジャーが活用できるようにすることも必要である。
- あわせて、福祉用具サービス事業者においても、主体的にサービス内容の公表に努める等の対応が求められている。
- なお、その際、介護報酬の請求に際して記載する商品コードの統一化を検討するなど、保険給付の明確性、透明性を一層推進する必要がある。
- また、今般の介護保険制度の改正案では、情報公表制度において、都道府県が介護サービスの質に関する情報を公表するよう配慮する旨の規定が設けられているところであり、こうした仕組みを活用することも有効なのではないか。
- 今後、保険者（市町村）による介護給付費通知書等の取り組みが全保険者に普及するようさらに推進するとともに、当該介護給付費通知書に対する利用者の反応や介護支援専門員等の意識や行動の変化、福祉用具貸与事業者における対応の変化、福祉用具貸与価格への影響等をさらに検証していく必要がある。

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

- 価格が比較的安価で、軽度者の利用が多く、結果的に長期間の利用となる福祉用具種目については、必要以上の給付が長期にわたって費やされるおそれがあり、貸与という給付方式に馴染まないのではないかと指摘がある。歩行補助つえのように貸与費が一定期間を超えるとその製品の平均小売価格を超えてしまうことは問題であるとの指摘もある。価格が比較的安くメンテナンスの必要性が低いと考えられている歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープがその例示として挙げられている。
- こうした種目（歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープ）については、次のような理由から「貸与から販売への移行」、または「貸与と購入の選択制」を導入してはどうかという意見がある。
 - ・ 価格が比較的安くメンテナンスの必要性が低い貸与種目については、必要以上の給付が長期間にわたって費やされているケースがあるのではないか。
 - ・ 貸与の際の手間やコストは商品価格の高低にかかわらずほぼ同じ。貸与種目のうち、価格の安い商品で本人の所有物になっても問題ないものは販売としてもよいのではないか。
 - ・ 福祉用具の導入は初回選定が重要であり、適切に選定相談が行われていれば、利用者責任で使用するということとしてもよいのではないか。
 - ・ 利用者の利便性や給付費の効率化・重点化の視点からみて、軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売とした方がよいのではないか。

- 一方、仮に販売制度を導入するとした場合、次のような問題点があると指摘する意見がある。
- ・ 試用期間、適切な選定、メンテナンス、何かあった時の対応が行える体制など、PDCAサイクルを担保することができなくなる。
 - ・ 製品の経年劣化や、利用者による不注意な使用、保守点検の不備等による事故が発生すると問題。貸与制度は貸与事業者が保守点検、製品の安全性について責任を持って実施する仕組みになっているが、販売にはそのような仕組みがない。
 - ・ 仮に販売制を導入するとしても、責任の所在の明確化や、利用者や事業者の状況を踏まえた対応が必要である。
- 福祉用具の各種目について、メンテナンスの実施頻度に関する実態調査の結果を踏まえると、貸与種目内において特段の格差は見られず、歩行補助つえ等においても概ね6月に1回のメンテナンスが実施されている。一方、貸与種目と販売種目のメンテナンスの頻度を比較すると貸与種目の方が頻度が高いという結果がみられた。(9～10ページ、図9、図10参照)
- なお、「歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープ」について、介護給付費実態調査結果によると、平均貸与期間が平均的な償却期間を超えているのは「歩行補助つえ」のみとなっているが、価格の問題とメンテナンスの必要性の問題とは、次元の異なる議論であることに留意する必要がある。

表3 福祉用具種目別の価格状況

種 目	平 均 小売価格	平 均 費 用 額	償却期間 (c)=(a)/(b)	償却期間を超える 利用者の割合	平均継続 利用期間 (d)	残存期間 (e)=(c)-(d)
	(a)	(b)	(c)		(d)	(e)
車いす	186,425	6,957	26.8ヶ月	19.7%	11.7ヶ月	15.1ヶ月
車いす付属品	25,004	1,876	13.3ヶ月	19.7%	11.7ヶ月	1.6ヶ月
特殊寝台	328,664	9,428	34.9ヶ月	21.6%	13.9ヶ月	21.0ヶ月
特殊寝台付属品	38,754	1,403	27.6ヶ月	21.6%	13.9ヶ月	13.7ヶ月
床ずれ防止用具	106,626	6,550	16.3ヶ月	26.6%	9.0ヶ月	7.3ヶ月
体位変換器	44,871	2,948	15.2ヶ月	-	13.1ヶ月	2.1ヶ月
手すり	52,979	2,841	18.6ヶ月	32.5%	13.4ヶ月	5.2ヶ月
スロープ	68,066	6,242	10.9ヶ月	37.1%	10.8ヶ月	0.1ヶ月
歩行器	38,750	2,946	13.2ヶ月	37.1%	10.3ヶ月	2.9ヶ月
歩行補助つえ	9,574	1,128	8.5ヶ月	47.2%	12.0ヶ月	-3.5ヶ月
認知症老人徘徊感知機器	92,672	7,148	13.0ヶ月	-	6.8ヶ月	6.2ヶ月
移動用リフト	436,008	15,168	28.7ヶ月	16.7%	11.3ヶ月	17.4ヶ月

※「平均値」: TAIS に登録された希望小売価格の単純平均

「平均費用額」: 福祉用具貸与単位数÷件数(介護給付費実態調査平成22年3月)

- 以上のような状況を踏まえると、現時点においては事業者と利用者とは定期的に関与する貸与という介護保険における福祉用具の基本的な仕組みをあえて変更し、販売の仕組みを導入することについては、慎重に対応することが必要との意見がある。

- 一方、「歩行補助つえ」のように比較的安価な福祉用具については、利用者の利便性や給付の効率性等の観点から、「貸与から販売への移行」又は「貸与と販売の選択制の導入」が可能となるよう、早急に結論を出すべきであるとの指摘がある。
- 「貸与から販売に移行」または「貸与か販売の選択制導入」との議論については、今後ともこれらの種目の利用実態、モニタリング・メンテナンス等のサービスの具体的な実施状況、安全性の担保等の観点から、調査・検証を継続することが必要である。
- なお、その際には、以下の「論点3」のとおり、専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立と併せて実施する必要がある。

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について

- 福祉用具の利用期間をみると、概ね1年以内が大半であり、全体的な傾向としては、利用者の状態像の変化に応じて適時適切なものが提供されているものと考えられるが、その一方、同じ福祉用具を長期間使用し続けるケースも存在する。

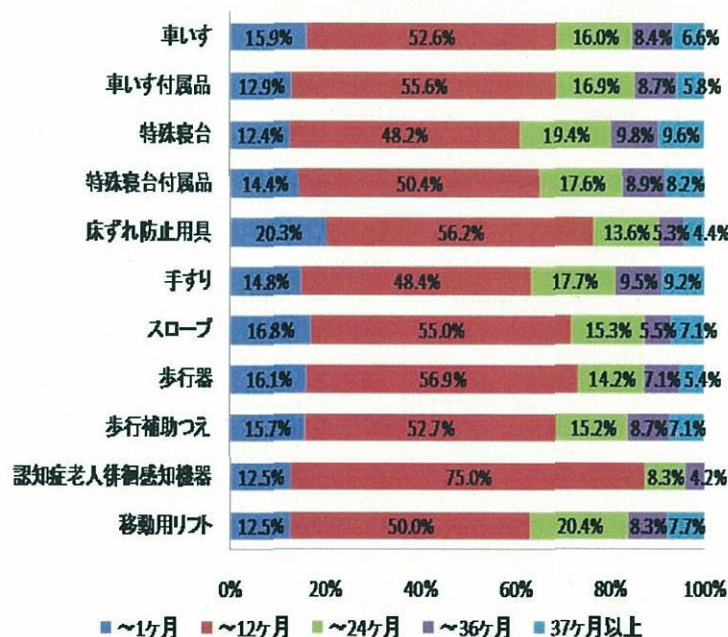


図18 同一の福祉用具を利用する期間

- 福祉用具については、導入時にきちんとしたアセスメントを行うとともに利用者の状態像を考慮したマネジメントを適切に行う必要がある。
- しかしながら、福祉用具については、他の介護保険給付サービスと異なり、個別サービス計画が位置付けられておらず、個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定の考え方等を客観的に評価し、関係者間で共有するとともに、継続的にモニタリングを行う仕組みが不足しているのではないかと指摘がある。

- また、福祉用具は、利用者の住環境や退院時の支援、心身の状態等に関する専門的見地を踏まえて選定し、利用者の自立促進、介護負担の軽減等に適切に資するようにすることが重要であり、専門職の役割を明確化するなど、適切なアセスメント・マネジメントの仕組みについて検討する必要がある。

ア. 個別援助計画の位置付け

- 訪問介護等の居宅サービスにおいては、要介護者一人ひとりの心身の状況に応じた自立支援のためのサービスを適切に提供するとともに、提供するサービスの質の評価を行うこと等によって常にサービスを受ける者の立場に立ってサービスを提供することが重要である。
- 訪問介護等の居宅サービスの提供に当たっては、ケアプランを踏まえて、個別サービス計画の作成が行われるが、福祉用具貸与においては、個別援助計画（個別サービス計画）の作成が義務付けられていない。
- ケアプランは居宅サービスの総合的な計画書であり、利用者の状況に応じて必要な福祉用具の種目を提案するものである。個別援助計画書はケアプランに基づき福祉用具の利用目標を提案した上で、具体的な福祉用具の機種・型式やその選定理由、福祉用具使用時の注意点等を詳しく記載したものである。
- 福祉用具貸与における個別援助計画の導入については、次のような効果があると指摘されている。
 - ・ 利用者の状態を記録として残すことで、担当者や介護支援専門員、利用者、家族間の情報共有や共通理解につなげることができる。
 - ・ 利用者の状態像に応じて、自立支援に向けた福祉用具の選定理由を明確にすることで、その後の実効性のある定期的なモニタリングや利用者の状態像の変化に応じた機種変更がスムーズに行える。
 - ・ 福祉用具を利用する上での留意事項について幅広く共有でき、事故防止につながるほか、リスクマネジメントに役立てることができる。あわせて事故発生時の要因分析等のための記録としても重要な意義を有するものとなる。
 - ・ 情報収集などで利用者の状態像を把握し文書化することで、福祉用具専門相談員のスキルアップにつなげることができる。
- 福祉用具専門相談員が福祉用具の選定理由等についての的確に整理し、関係者間で情報共有をするためのツールとして、個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置付けることが適当である。なお、その運用にあたっては、多職種連携が十分に機能すること及び事務の煩雑化につなげることをしないよう留意する必要がある。

イ. 専門職（医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等）との連携

- 福祉用具の種類の選定は、利用者の住環境や心身の状態を踏まえ、専門性に基づいた判断が必要である。
- そこで、介護支援専門員がケアプランを作成する際に、福祉用具に関する専門

性に基づく選定ができるよう、医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等が支援する仕組みを導入してはどうか。

- 加えて、福祉用具導入時のアセスメントの際に、福祉用具プランナーやリハビリテーション・エンジニアの活用を検討してはどうか。

※福祉用具プランナーとは、必要な福祉用具の選択の援助、適切な利用計画の策定、利用の支援等をモニター・評価まで行うことのできる専門家として、(財)テクノエイド協会が認定している資格である。

ウ. サービス担当者会議の充実

- 福祉用具貸与事業者は、開催通知を受けたサービス担当者会議へは9割程度が出席をしているが、福祉用具の適合判断に際し、ケアマネジメントの目的・目標について、当該会議の場を通じて確認する貸与事業所は、1割に満たないという状況にある。

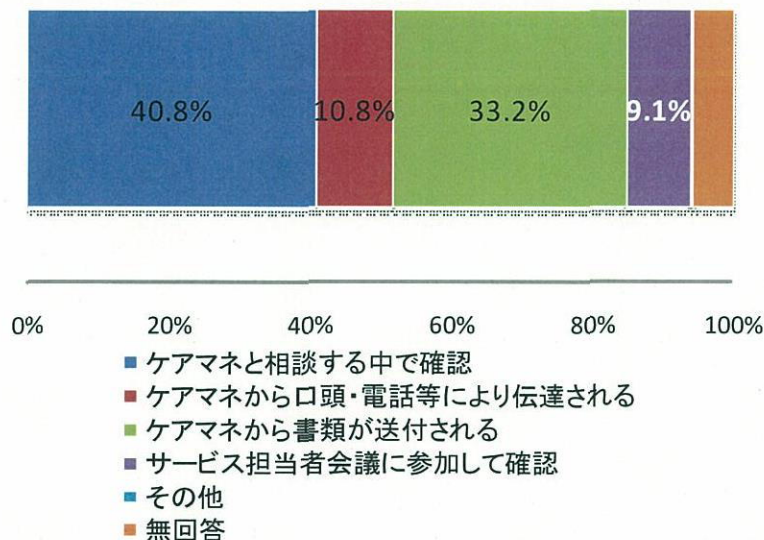


図19 ケアマネジメントの目的・目標の確認方法

(サービスの質の確保のための福祉用具事業者サービス提供ガイドライン検討調査 平成19年 日本福祉用具供給協会)

※調査実施時点:平成18年11月

- サービス担当者会議を通じた、多職種連携と情報共有を促進するため、福祉用具導入時のサービス担当者会議への専門職（訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション事業者）や福祉用具専門相談員、介護実習・普及センターの相談員等の出席や意見書の提出を促進することとしてはどうか。

エ. 福祉用具専門相談員の質の向上

- 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況や環境を踏まえ適切な福祉用具を提供するため、福祉用具選定の援助、取り付け、調整等を実施する役割を担っており、貸与事業所に常勤換算で2名以上の配置を義務付けている。

- 福祉用具専門相談員には、日々進歩する福祉用具についての最新の専門的知識を身につけることが求められているほか、認知症の利用者に対する理解や対応なども重要となってきた。
- このため、個別援助計画の作成を指定基準に明確に位置付けることと併せて、福祉用具専門相談員研修の研修カリキュラムの見直しを図ることとしてはどうか。

オ. 介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し

- 福祉用具の選定に当たり、介護支援専門員が中心的な役割を担っていることを踏まえ、今後介護支援専門員養成課程の見直しが行われる機会に併せて、実務研修へのカリキュラム追加や現任研修（専門課程）における福祉用具やリハビリテーションに関する講習を必修化してはどうか。

5. 結語

- 本検討会では、福祉用具におけるサービスの価格、保険給付の方法、サービスの質の向上に関する事項を中心に議論を進めた。
- 福祉用具の価格、とりわけ、いわゆる「外れ値」の問題への対応については、介護給付費通知書で一定の進展が見られたが、さらなる価格適正化のための情報提供とその活用の努力が必要である。
- 比較的安価な福祉用具の貸与と販売のあり方については、専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立とあわせて、引き続き調査・検証を継続していく必要がある。
- 専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進については、個別援助計画の実施状況も踏まえて効果の検証を行いつつ、専門職の関与の具体的な方法や介護報酬のあり方についても継続して検討する必要がある。なお、在宅のみならず、施設入所の際にも専門家の関与の下に相談やメンテナンスが行われる仕組みが必要でないかとの課題も指摘されている。
- 介護保険制度が創設されて以来、福祉用具の利用件数は年々増加しており、福祉用具が身近なものになったといえる。今後も福祉用具が利用者の自立支援を促進し、効果的・効率的に提供されていくためには、価格の動向、サービスの質、福祉用具の効果等について、さらに調査分析を継続していくことが重要である。